

# 茨城県報 第5601号

昭和43年4月30日

(火曜日)

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目 次

### 規 則

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| ●茨城県立看護専門学校学則の一部改正(医業務課) ..... | ページ |
|                                | 1   |

### 告 示

- |  |   |
|--|---|
| ●児童福祉法施行細則第24条に規定する措置等のため支出する費用の基準の一部改正<br>(児童家庭課) ..... | 2 |
| ●豚コレラ予防の移入禁止区域等の一部改正(畜産課) .....                          | 2 |
| ●農地法に基づく土地配分計画(拓務課) .....                                | 2 |
| ●基本測量の終了(監理課) .....                                      | 3 |
| ●道路の区域変更(道路補修課) .....                                    | 3 |
| ●道路の供用開始( // ) .....                                     | 4 |
| ●木材業者等の登録(県北農林事務所) .....                                 | 4 |

### (教 育 委 員 会)

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| ●昭和43年度芸術文化活動事業補助金交付要項(社会教育課) ..... | 4  |
| ●昭和43年度文化振興関係団体補助金交付要項( // ) .....  | 10 |

### 訓 令

### (教 育 委 員 会)

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ●茨城県立学校教職員住宅管理規程の一部改正(福利課) ..... | 13 |
|----------------------------------|----|

### 公 告

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| ●土地立ち入り測量(11件)(監理課) .....    | 14 |
| ●建築許可に関する聴聞(建築課) .....       | 18 |
| ●宅地建物取引業者の免許事項変更( // ) ..... | 18 |

## 規 則

### 茨城県規則第30号

茨城県立看護専門学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和43年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

### 茨城県立看護専門学校学則の一部を改正する規則

茨城県立看護専門学校学則(昭和40年茨城県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 

25人 90人 (各学年30人)
------------------------

 を 

25人 120人 (各学年40人)
-------------------------

 に改める。

第 9 条第 2 項中「学校長、」の次に「教頭、」を加える。

第10条第 1 項第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号中「(うち 2 名は教務主任とし、それぞれの学科におくことにする。)」を「(うち 1 名は教務主任とする。)」に改め、同号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 教頭 1 名 (専任教員、教務主任を兼ねる。)

同条第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 教頭は、学校長を補佐する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**茨城県告示第485号**

昭和35年 5 月 6 日茨城県告示第349号で告示した 児童福祉法施行細則 第24条に規定する措置等のため、支出する費用の基準の一部を次のように改正し、昭和43年 4 月 1 日から適用する。

昭和43年 4 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

別表 1 (1)一般分 (月額) の表中

「精神薄弱児施設 筑波学園 東茨城郡内原町鯉淵2508 乙 140 12,277円」を  
「精神薄弱児施設 筑波学園 東茨城郡内原町鯉淵2508 乙 200 12,277円」に改める。

**茨城県告示第486号**

昭和42年 3 月30日 茨城県告示第412号で告示した 茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移入禁止区域等の一部を次のように改める。

昭和43年 4 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 移入禁止区域中に 埼玉県所沢市を加える。

**茨城県告示第487号**

農地法第62条第 2 項の規定に基づき土地配分計画を作成したから同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和43年 4 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

地 区 名	所 在 地			入 植 者		増 反 者		備 考
	郡市	町村	字	予定売 渡口数	予定売 渡面積	予定売 渡口数	予定売 渡面積	
出島十カ村の27	土浦市	菅谷町				2 <sup>口</sup>	5,259 <sup>m<sup>2</sup></sup>	
下館の7	真壁郡	関城町				1	1,983	

茨城県告示第488号

測量法第4条の規定に基づく基本測量が次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和43年 4 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(一等水準測量)
- 3 作業終了日 昭和43年 3 月20日
- 4 作業地域 茨城県水戸市, 石岡市, 土浦市  
行方郡牛堀町  
稲敷郡江戸崎町, 阿見町, 東村, 桜川村, 美浦村  
東茨城郡茨城町, 美野里町  
新治郡千代田村

茨城県告示第489号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和43年 4 月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年 4 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上檜沢下小川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡山方町大字盛金字沢 2504の1番地から 那珂郡山方町大字盛金字戸ノ内 2435の4番地先まで	旧	メートル 4.0~11.0	メートル 242.7	

那珂郡山方町大字盛金字沢 2504の4番地先から 那珂郡山方町大字盛金字戸ノ内 2435の4番地先まで	新	5.5~11.0	167.7 <del>147.7</del>
--	---	----------	---------------------------

茨城県告示第490号

道路法(昭和27年法律第180条)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和43年4月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 路線名 県道 土檜沢下小川停車場線
- 供用開始の区間 那珂郡山方町大字盛金字沢2504番地先から  
那珂郡山方町大字盛金字戸ノ内2435の4番地先まで
- 使用開始の期日 昭和43年4月30日

茨城県告示第491号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和43年4月30日

茨城県県北農林事務所長 黒 沢 猛 雄

第4種業者登録

登録年月日	登録番号	住所(所在地)	名称	氏名(代表者氏名)	営業所又は工場		業種
					名称	所在地	
昭和43.4.17	北農林第3号	勝田市馬渡1141	株式会社久保商店	代表取締役 久保 鉄男	前記に同じ	住所に同じ	木材, 製材, チツブ

(教育委員会)

茨城県教育委員会告示第9号

昭和43年度芸術文化活動事業補助金交付要項を次のように定める。

昭和43年4月30日

茨城県教育委員会

昭和43年度芸術文化活動補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県民文化センターを利用して芸術文化の振興に寄与する事業を行なう者に対し、予算の範

圏内において使用料の一部を助成するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助事業等、補助事業者等及び補助額)

第2条 規則第2条第2項及び第3項に規定する補助事業等及び補助事業者等は、次のとおりとする。

補 助 事 業	補 助 事 業 者	補 助 率
県民文化センターを利用して行なう本県芸術文化の振興に寄与する事業(入場料を徴収するもの又は作品の販売を行なうものを除く。)	1 社会教育法(昭和22年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体。ただし、同法第13条の規定により、茨城県社会教育委員の会議において適当と認められた者に限る。 (2において同じ。)	大ホール・小ホール・一般展示室のうち、使用部分の施設使用料の2分の1以内
	2 芸術文化を行なう団体	
	3 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3号に規定する私立学校の幼児生徒及び大学の学生並びにこれらの者の父兄を対象として事業を行なう学校教育関係団体	大ホール・小ホール・一般展示室のうち、使用部分の施設使用料の3分の2以内

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、芸術文化活動事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて使用日前10日までに茨城県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 当該団体の規約
- (3) 当該事業に係る収支予算書(様式第3号)
- (4) その他必要と認められる書類

(交付決定の通知)

第4条 規則第7条の規定による通知は、芸術文化活動事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により行なうものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者が補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助事業者が補助事業の計画を変更しようとするとき。

(実績報告書)

第6条 規則第13条の規定により補助事業者が教育長に提出する補助事業実績報告書は、様式第5号によるものとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助事業の完了後様式第6号による請求書を添えてすみやかに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金は前条に規定する 実績報告書 及び 補助事業者の請求書に基づき 交付するものとする。

付 則

この要項は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

様式第1号

年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

住 所

団 体

代表者名

印

芸術文化活動事業補助金交付申請書

茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

様式第2号

事 業 計 画 書

1 事 業 名

2 事業内容の概要及び目的

3 会場の使用箇所及び使用料

4 使 用 期 日

昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

5 参加範囲及び人員

6 そ の 他

様式第3号

収 支 予 算 書

項 目	金 額	摘 要
1 収入の部	円	
(1)		
(2)		
(3)		
計		
2 支出の部	円	
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
計		

様式第4号

社発第 号

昭和 年 月 日

(団 体) 殿

茨城県教育委員会教育長

芸術文化活動事業補助金交付決定通知書

昭和 年 月 日付けで申請のあつた芸術文化活動事業補助金について、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)第5条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付の対象となる事業は昭和 年 月 日付けで申請のあつた( )事業とし、その内容は当該申請書に添付の事業計画書記載のとおりとする。

様式第5号

昭和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

住 所

団 体

代表者名

㊟

芸術文化活動事業補助金に係る実績報告書の提出について

このことについて、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)第13条の規定に基づき、別紙のとおり実績報告書を提出します。

別 紙

実 績 報 告 書

- 1 事 業 名
- 2 会場の使用個所名及び使用料
- 3 使 用 期 日  
 昭和 年 月 日 時から  
 昭和 年 月 日 時まで
- 4 参 加 者 数
- 5 事 業 の 効 果
- 6 その他参考となる事項 (目録, プログラム, 県民文化センター使用料計算書の写し等添付)

収 支 計 算 書

項 目	金 額	摘 要
1 収 入 の 部	円	
(1)		
(2)		
(3)		
計		
2 支 出 の 部	円	
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
計		

様式第 6 号

請 求 書

一金 円也

ただし, 芸術文化活動事業補助金

上記の金額請求します。

昭和 年 月 日

住 所  
 団 体  
 代表者名

㊟

茨城県教育委員会教育長殿

上記金額領収いたしました。

昭和 年 月 日

氏 名

㊟

茨 城 県 出 納 長 殿





茨城県教育委員会告示第10号

昭和43年度文化振興関係団体補助金交付要項を次のように定める。

昭和43年4月30日

茨 城 県 教 育 委 員 会

昭和43年度文化振興関係団体補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、県民文化の振興をはかるため、昭和43年度において文化振興関係団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるものとする。

(文化振興関係団体の定義)

第2条 この要項で「文化振興関係団体」とは、公の支配に属しない団体で、県民文化の振興に貢献する諸事業を行なうことを主たる目的とするものをいう。

(補助事業等、補助事業者等、経費及び補助率)

第3条 規則第2条第2項及び第3項に規定する補助事業等及び補助事業者等並びに補助金の対象になる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

補 助 事 業	補 助 事 業 者	経 費	補 助 率
県民文化の振興に 貢献する事業	文化振興関係団体	各種講習会及び発表会 の開催並びに資料の作成 ・配布に要する経費	3分の2以内

(補助金等の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、文化振興関係団体補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて別に定める期日までに県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(補助金交付決定の通知)

第5条 規則第7条の規定により、教育長が補助金申請者に通知する場合は、文化振興関係団体補助金交付決定通知書(様式第4号)により行なうものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、補助事業等の終了後その精算により行なうものとする。ただし、教育長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めた場合は、交付決定額の90%相当額を限度として概算払うことができる。

(実績報告書の提出)

第7条 規則第13条の規定により補助事業者等が教育長に提出する補助事業等実績報告書及びその関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 文化振興関係団体補助事業実績報告書(様式第5号の1・2)
- (2) 収支決算書(様式第6号)

2 前条ただし書きの規定により概算払いを受けた場合は、実績報告書提出の際概算払精算書(茨城県財務規則(昭和39年茨城県規則第8号)様式第62号)を添付するものとする。

様式第1号

年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

住 所

団 体 名

代表者名



文化振興関係団体補助金交付申請書

文化振興関係団体補助金交付要項に基づく、文化振興関係団体補助事業を別紙のとおり実施したいので、補助金 円を交付願いたく関係書類を添えて申請します。

様式第2号

文化振興関係団体補助事業計画書

補助事業者の名称及び代表者職氏名	
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	
その他参考となるべき事項	

様式第3号

収支予算書

収入			
項目	予算額	左記金額の積算基礎	
	円		
計			
支出			
事業名	支出項目	支算額	左記金額の積算基礎
①		円	
	小計		
②			
	小計		
	合計		

注 「積算基礎」は、具体的にかつ詳細に記入すること。

様式第4号

社発第 号  
昭和 年 月 日

殿

茨城県教育委員会教育長 後藤 勤 治

文化振興関係団体補助金交付決定通知書

昭和 年 月 日付け、 で申請のあつた文化振興関係団体補助金については、茨城県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、昭和 年 月 日付け で申請のあつた文化振興関係団体補助事業とし、その内容は次のとおりとする。
- 2 補助事業等に要する経費および補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業等の内容が変更された場合における補助事業等に要する経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業等に要する経費 金 円  
 補助金の額 金 円

- 3 補助事業等は、規則および文化振興関係団体補助金交付要項（以下「要項」という。）に従わなければならない。
- 4 補助条件は、3に定めるもののほか、次のとおりである。
  - (1) 補助事業等は、昭和44年2月28日までに完了しなければならない。
  - (2) 補助事業等が完了したときは、完了後すみやかに実績報告書（正副2通）を提出しなければならない。
  - (3) 補助事業者等は、予算書および決算書について、この補助金に係る収入および支出の状況を明らかにしておかななければならない。
  - (4) この決定に対して不服のある場合における規則第2条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、昭和 年 月 日とする。

様式第5号

年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

住 所

団 体 名

代表者名

印

文化振興関係団体補助事業実績報告書

文化振興関係団体補助金交付要項に基づき、文化振興関係団体補助事業を別紙のとおり実施したいので、関係書類を添えて報告いたします。

様式第5号の2

文化振興関係団体補助事業実績報告書

補助事業者の名称及び代表者氏名	
補助事業の名称	
補助事業の目的	
補助事業の内容	
補助事業の成果	
その他参考となるべき事項	

様式第 6 号

収 支 決 算 書

収 入			
項 目	収 入 済 額	左 記 の 金 額 の 積 算 基 礎	
	円		
計			
支 出			
事 業 名	支 出 項 目	支 出 済 額	左 記 の 金 額 の 積 算 基 礎
①		円	
	小 計		
②	小 計		
	合 計		

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第 7 号

茨城県県立学校教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和43年 4 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 後 藤 勤 治

茨城県県立学校教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

2,000	を	2,300	に改める。
900		1,000	

付 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和43年 4 月 1 日から適用する。

## 公 告

### ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道真端水戸線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
笠間市大字大橋字西山, 1丁田
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和43年5月2日から  
昭和44年3月31日まで

### ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道小見笠間線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
笠間市大字本戸字大広, 道草沢, アケビ沢, 横峠, 物見塚, 笹峯, 裏山, 立山, 前田
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和43年5月2日から  
昭和44年3月31日まで

### ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道西関宿～栗橋線道路改良工事

- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
猿島郡五霞村大字江川字橋向, 土塔

- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和43年5月2日から  
昭和43年8月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県  
2 事業の種類 県道千葉竜ヶ崎線栄橋取付道工事  
3 立ち入ろうとする土地の区域

北相馬郡利根町大字布川字内宿, 馬場東

- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和43年5月2日から  
昭和44年2月28日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県  
2 事業の種類 県道常陸太田橋線道路改良工事  
3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡里美村大字小管字小管, 清水, 滝の前  
大字折橋字馬場, 宿東, 水口, 宿西  
大字大中字殿田, 扇田, 中根

- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和43年5月2日から  
昭和43年12月30日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道成田江戸崎線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
稲敷郡江戸崎町大字大宿, 村田
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和43年5月2日から  
昭和44年2月28日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和42年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道日立御前山線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
久慈郡金砂郷村大字大方, 花房
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和43年5月2日から  
昭和43年12月30日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道勝田佐野線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
勝田市大字高野字後之内, 白畑, 荒谷, 富士山, 永田, 飛抜, 釜之口



4 立ち入ろうとする期間

昭和43年 5 月 2 日から  
昭和44年 3 月 31 日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年 4 月 30 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道常陸太田笠間線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

笠間市大字大淵字河原, 1 丁田

大字福田字万福寺, 成田, ザルウチ, 青木, 外河原, 関内前

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年 5 月 2 日から  
昭和43年 12 月 31 日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年 4 月 30 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 普通河川南指原川砂防工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

笠間市大字木戸字一ヶ谷, 直通田, 塚田, 仲ノ町, 石橋, 高田

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年 5 月 2 日から  
昭和44年 3 月 31 日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年 4 月 30 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川那珂川水系濁沼川河川改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

笠間市大字大淵字川原, 1丁田

大字福田字万福寺, 成田, ザルウチ, 金沢, 青木, 外河原, 関内前,  
成田前

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年5月2日から

昭和44年3月31日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和43年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和43年5月2日 午後2時
- 2 聴聞場所 日立市神峯町1-2
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
風俗営業(飲食店をバーに用途変更する。)
- 4 申請者住所氏名 日立市成沢町321の2 赤城鉄男
- 5 建築物構造規標 木造2階建瓦葺35.46㎡用途変更 既存35.64㎡+320.76㎡
- 6 建築物の位置 日立市神峯町1-2632
- 7 敷地面積 491.94㎡

●宅地建物取引業者の免許事項変更について

宅地建物取引業法第8条の規定による業者免許事項を次のとおり変更した。

昭和43年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	免 許 年 月 日	商 号	免 許 事 項 の 変 更
363	42. 3. 3	三 光 商 事	◎主たる事務所の変更 (新) 鹿島郡鹿島町宮中2104 (旧) 同 上 1860
435	42. 8. 28	山 一 商 事	◎主たる事務所の変更 (新) 水戸市河和田町2005 (旧) 水戸市千河町342-2

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 2 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所